

政府税制調査会 海外調査報告

[欧州：イギリス・フランス・ドイツ]

令和元年9月4日（水）

岡村忠生 赤井伸郎

1. 私的年金税制等について

各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したものの）

	日本		イギリス		フランス		ドイツ		
	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	
拠出 DB型企業年金 (原則事業主 拠出) [EET]	上限額なし	× (原則対象外)	非課税拠出に共通の枠 あり <共通型> ※未使用の非課税枠は 3年間繰越可能		上限額なし	× (原則対象外)	原則 上限額あり	× (原則対象外)	
DC型企業年金 (原則事業主・ 本人拠出) [EET]	上限額あり	× (原則対象外)			× (原則対象外)		× (原則対象外)	上限額あり	× (原則対象外)
DC型個人年金等 (原則本人 拠出) [EET]	<iDeCo> 上限額あり 企業年金の加入状況等によっ てiDeCoの限度額が異なる					個人年金貯蓄制度 (PERP) の 拠出枠を通じて企業年金等と 拠出枠を調整 <調整型> ※未使用の非課税枠は 3年間繰越可能		<リースター年金> 上限額あり	× (原則対象外)

給付	一部課税 (公的年金等控除)	課税 (給付額の25%までは非課税)	課税 (概算控除あり)	課税
-----------	-------------------	-----------------------	----------------	----

投資・貯蓄 推進 [TEE]	<NISA> 投資等上限額あり	<ISA>* 投資等上限額あり
---	--------------------	--------------------

※ E はExempt (非課税)、T はTaxed (課税) を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。以降同じ。
 * 中途引出し制限等付きのライフタイムISAあり。



イギリスの私的年金の枠組み

概観

私的年金には、従業員が加入するDB型企业年金及びDC型企业年金、並びに個人年金が存在。

- ・ 2012年から企業年金への自動加入（※）を企業に義務付けており加入者数が増加している（事業主・政府のマッチング拠出付）。
- ・ 働き方に中立な制度に向けた対応策としては、企業年金に導入した自動加入制度の成功を基に、自営業者からも自動的に拠出金を徴収する制度等の検討を行うほか、自分がどのような年金に加入しているか把握・管理できるプラットフォームを開発中。私的年金等について一元化した相談窓口も存在。
- ・ このほか、低所得者・若年層向けに引出し制限付きのTEE型（ライフタイムISA）の制度あり。
- ・ 平均勤続年数が短いなどの雇用環境を背景に、高額な退職一時金は存在しない。

※ 貯蓄が低いイギリス国民のために行動科学的見地等から導入された制度。事業主が提供する企業年金に、被用者（一定の要件あり）が自動的に加入できるよう企業が制度を整える義務がある（但し被用者の加入は任意であり、脱退可）。デフォルト商品の設定やオプト・アウト（任意脱退）など様々な仕組みが織り込まれている。

拠出の枠組み

働き方にかかわらず等しく適用される非課税限度額があり（「共通型」）、勤務先や所得水準によらず公平な制度となっている。

- ・ 事業主拠出分含めて年間所得総額又は40,000ポンド（584万円）のいずれか低い額。但し、財政規律にも配慮して、年間所得が一定以上の者は所得に応じて拠出限度額が逡減。未使用枠は3年間繰越可。
- ・ 生涯累計限度額（1,055,000ポンド（1億5,403万円））あり。

給付時の考え方

給付時は原則総合課税。累進課税の緩和のために一定限度まで非課税で一時金として引出しが可能。

- ・ 病気等でまとまった金額を引き出す必要性を考慮して、年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能。中途引出しは原則不可。引き出した場合、引出し額の55%のペナルティ課税あり。

※上記は当局ヒアリング等に基づき、あくまで原則的な取扱いを記載したもの。

（備考）邦貨換算レート：1ポンド＝146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



イギリスにおける企業年金・個人年金の概要（未定稿）

（2019年1月現在）

		DB型企业年金	DC型企业年金	個人年金
加入対象者		被用者 ※年間給与所得10,000ポンド（146万円）以上の者は自動加入		全ての個人
拠出方式		事業主	事業主、被用者	個人
受給開始年齢		55歳以上75歳未満		
税務上の 原則的取扱い	拠出時	非課税		
	運用時	非課税		
	給付時	課税		
拠出時の 課税	事業主拠出	事業主拠出・被用者（個人）拠出を全て合わせて被用者の所得控除上限額を管理。 <年間限度額> 以下のいずれかの低い額 年間所得総額又は年40,000ポンド（584万円）（事業主、被用者の拠出額両方を含む） ※高所得者（年間所得150,000ポンド（2,190万円）以上の者）については年間拠出限度額が 2ポンド所得が増えるごとに1ポンドずつ逡減していき、最終的には、10,000ポンド （146万円）まで逡減 <生涯累計限度額> 給付され得る額（拠出・運用してきた年金等）を合算し、給付され得る額の うち1,055,000ポンド（1億5,403万円）まで		
	被用者拠出			
未使用枠の繰越し		3年間繰越可		
給付時の課税		課税 ※年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能		
中途引出し		不可 55歳未満で引き出した場合、引出し額に55%の税率で課税		
一時給付金の可否		可		

※上記は当局ヒアリング等に基づき、代表的な年金について、あくまで原則的な取扱いを記載したものの。

（備考）邦貨換算レート：1ポンド=146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

概観

私的年金には、従業員が加入できるDC型企业年金、事業主のマッチング拠出付の集団企業貯蓄制度（PERCO）、自営業者が加入できるマデラン年金、全ての個人が加入できる個人年金貯蓄制度（PERP）が存在。

- ・ 複雑な年金制度の改正や、私的年金加入をさらに促すために、改革が進行中。
 - ✓ 企業年金と個人年金のポータビリティを整備する法改正、
 - ✓ 一時金引出しが許容されており、引き出す時に一定の税制優遇措置がある貯蓄商品（Assurance Vie）が人気のため、これに比して利用の少ない私的年金の役割を拡大するための改革等を実施。
- ・ 雇用環境の違いを背景に、高額な退職一時金は（一部の役員等を除き）ほとんど存在しない。

拠出の枠組み

働き方によって非課税拠出の上限に大きな差が生じないように、個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠から各年金等の拠出分を控除する調整が行われる（「調整型」）。

- ・ DB型企业年金は一部の経営者が対象であり通常の被用者は開設していない。事業主拠出は、拠出時点で全額損金算入可能であり、限度額はない。
- ・ 集団企業貯蓄制度（PERCO）の事業主拠出分、DC型企业年金の事業主・被用者拠出分、マデラン年金への拠出分は個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠を通じた調整対象となる。
- ・ 個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠の未使用枠は、3年間繰越可。

給付時の考え方

給付時は原則課税だが、事務的経費を考慮する趣旨で、概算控除あり。

- ・ 公的年金給付額と私的年金給付額を合算し、合計給付額の10%の概算控除後、総合課税（世帯当たり控除限度額は3,812ユーロ（49万円））。
- ・ 一時金としての引出しについては、集団企業貯蓄年金（PERCO）と個人年金貯蓄制度（PERP）においては認められているが、DC型企业年金とマデラン年金においては認められていない。

※上記は当局ヒアリング等に基づき、あくまで原則的な取扱いを記載したもの。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ＝129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



フランスにおける企業年金・個人年金の概要（未定稿）

（2019年1月現在）

		集団企業貯蓄制度 (PERCO)	DC型企業年金 (83条型)	個人年金貯蓄制度 (PERP)	マデラン年金
加入対象者		被用者		全ての個人	自営業者
拠出方式		事業主、被用者		個人	個人
受給開始年齢		退職年齢から			
税務上の 原則的 取扱い	拠出時	一部課税	非課税		
	運用時	非課税	非課税		
	給付時	一部課税	課税		
拠出時の 課税	事業主拠出	損金算入可 (被用者拠出金額の3倍 を超えない額まで拠出可 能(6,484ユーロ(84万 円)の上限あり))★	所得控除 (当年所得の8%まで非 課税で拠出可能(ただし 当年度の社会保障限度額 の8倍の8%(25,935 ユーロ(335万円))の 上限あり))★	所得控除 (前年所得の10%まで非 課税で拠出可能(前年度 の社会保障限度額の8倍の 10%(31,786ユーロ(410万 円))の上限あり)) ※前年の課税所得額が社会保 障限度額の10%に満たない 場合は、前年の社会保 障限度額の10%(3,973ユー ロ(51万円))まで拠出可 能。 ※拠出した★の合算額を控 除	所得控除 (所得額に応じて控除限 度額が異なる)★
	被用者拠出	所得控除の対象とはな らず課税 ※年収の25%を超えない 額まで拠出可			
未使用枠の繰越し		個人年金貯蓄制度(PERP)の未使用枠について3年間繰越可			
給付時の課税		終身年金として引き出す 場合受給開始年齢に よって課税対象額を減額	課税(10%の概算控除あり) 各世帯構成員一人あたり最低控除額は389ユーロ(5万円)、 世帯当たり控除限度額は3,812ユーロ(49万円)		
中途引出し		不可			
一時給付金の可否		可 ※一時金として引き出し た場合運用益のみ非課税	不可	20%までは可 ※総合課税	不可

※上記は当局ヒアリング等に基づき、代表的な年金について、あくまで原則的な取扱いを記載したものです。

※社会保障限度額とは、各種社会保障負担額(年金、医療等)を計算する際に考慮される基準額をいう。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=129円(裁定外国為替相場: 平成31年(2019年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。



ドイツの私的年金の枠組み

概観

企業年金は5種類あり、企業内部で管理する内部積立型（引当金・共済基金）と外部積立型（直接保険・年金基金・年金金庫）に分かれる。個人年金は2種類あり、リースター年金とリユーリップ年金に分かれる。

- ・ マイスター制度（職業能力認定制度）などがあり、以前は職業を変更するということが見られなかったが、働き方が多様化する中で、私的年金のあり方について検討している。
- ・ 被用者と自営業者との間で、年金制度について公平な税制の適用を受けられるよう、公的年金の強制加入対象となっていない自営業者等を対象に個人年金（リユーリップ年金）を設けている。
- ・ 年金とは別に解雇金を受け取った場合、低中所得者を念頭に課税の累進性を緩める特別措置がある。

拠出の枠組み

各年金にはそれぞれ拠出時の非課税限度額があるが、私的年金同士の間で拠出額の調整は行われない。

- ・ リースター年金は少額の所得控除もしくは補助金の有利な方が認められている。ただし、拠出時の所得控除もしくは補助金が適用されるのは被用者等、公的年金対象者のみ。
- ・ 自営業者向けのリユーリップ年金は、拠出額の88%が非課税。毎年非課税枠を2%ずつ引き上げており、2025年には100%が非課税対象となる。リユーリップ年金は公的年金と同様の非課税拠出限度額となっている。

給付時の考え方

給付時は原則総合課税だが、少額の控除あり。

- ・ 企業年金とリースター年金は原則課税（102ユーロ（1万円）の控除あり）。リユーリップ年金は給付の78%が課税。2040年までに段階的に100%課税。
- ・ 企業年金及びリースター年金は、一時金としての引出しも可能だが、原則通常の課税。リユーリップ年金は一時金引出し不可。

※上記は当局ヒアリング等に基づき、あくまで原則的な取扱いを記載したものです。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ＝129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



ドイツにおける企業年金・個人年金の概要（未定稿）

（2019年1月現在）

		引当金・共済基金	直接保険・年金基金・年金金庫	リースター年金	リユーリップ年金
加入対象者		被用者		全ての個人	全ての個人
拠出方式		事業主	事業主、被用者	個人	個人
受給開始年齢		62歳			
税務上の原則的取扱い	拠出時	非課税			
	運用時	非課税			
	給付時	課税			
拠出時の課税	事業主拠出	損金算入可（上限なし）	所得控除（拠出対象上限額の8%の限度あり（2019年は6,432ユーロ（83万円）））	所得控除（上限2,100ユーロ（27万円））もしくは補助金（175ユーロ（2万円））＋子一人当たり300ユーロ（4万円）） ※所得控除・補助金は公的年金強制加入対象者のみ	所得控除（拠出額の88%までとの上限あり） ※公的年金と同じ上限（21,388ユーロ（276万円））
	被用者拠出				
未使用枠の繰越し		繰越不可			
給付時の課税		給付額の82%から396ユーロ（5万円）を控除した額に対して課税	課税		給付額の78%に対して課税
		全ての課税対象給付額を合算したのちに、102ユーロ（1万円）の控除あり			
中途引出し		不可			
一時給付金の可否		可 ※給与所得とは別の計算式で計算	可 ※総合課税	30%までは可 ※総合課税。自宅修繕等用途が限定	不可

※上記は当局ヒアリング等に基づき、代表的な年金について、あくまで原則的な取扱いを記載したものの。

※拠出対象上限額とは、標準月額報酬の上限額をいう。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ＝129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

2. 資産課税について（仏・独）

資産課税について

■ フランス

- ・ 遺産取得課税方式を採用
- ・ 一定の累積期間内の贈与額と相続財産の額に対して、同一の税率表に基づき、相続税・贈与税を一体的に課税
(贈与と相続は累積期間内で一体化)
- ・ 一定の累積期間内では原則的に税負担は資産移転の時期によらず、中立的
- ・ 生前贈与については贈与時点の価格で評価

【累積期間】

- ・ 15年
- ・ 但し、過去に以下のとおり累積期間等の変遷あり

【改正の沿革】

- 1901年 累進相続税・定率贈与税が導入(※)
- 1942年 相続額と生涯贈与額に一体的に累進課税
- 1992年 相続額と10年以内贈与額に一体的に累進課税
- 2006年 累積期間を10年から6年に短縮
- 2011年 累積期間を6年から10年に延長
- 2012年 累積期間を10年から15年に延長

※「当時の観察者によれば、裕福な納税者は1901年に導入された累進相続税を逃れるために、生前贈与を頻繁に用いたという。」
(ピケティ『格差と再配分 20世紀フランスの資本』p. 594)

ドイツ

【累積期間】

- ・ 10年
- ・ 相続税がドイツ全体で統一された1906年から、累積期間に変更はない
- ・ 累積期間の制度変更についてこれまで目立った議論がされなかったことはない

日本

- ・ 法定相続分課税方式を採用
- ・ 暦年課税である贈与税については、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定
- ・ 相続時には、相続前3年間の生前贈与額を相続財産に加算




※相続時精算課税制度(2003年～)

- ・ 相続・贈与税の一体化措置
- ・ 生涯の税負担が当該制度の枠内では資産移転の時期によらず中立的(但し、当該制度は選択制)

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

独・仏	遺産取得課税方式	<p>死亡前の一定期間(独10、仏15年)の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税</p> <p>○ に相続税を一体的に課税</p> <p>それ以前の贈与 ※ 一定期間内の贈与 ※ 相続</p> <p>※ 死亡前に贈与があった年は、「その年までの10(15)年間の累積贈与額に対する課税額」から「前年までの9(14)年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定の累積期間内では税負担は資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的
日本	法定相続分課税方式	<p>相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税とは別に高い税率の贈与税を暦年単位で課税</p> <p>暦年課税</p> <p>○ に相続税を課税 〔死亡前3年以内の贈与を加算〕</p> <p>それ以前の贈与(暦年単位で課税) 死亡前3年以内の贈与 相続</p> <hr/> <p>暦年毎の贈与税との選択制で、選択後の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税</p> <p>精算課税</p> <p>○ に相続税を一体的に課税</p> <p>選択前の贈与(暦年単位で課税) 精算課税選択後の贈与 相続</p>	<p>【暦年課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生前贈与と相続で適用税率に大きな差があることから、資産移転の時期に中立的ではない <p>【相続時精算課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税制度の枠内では、税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的 <p style="text-align: center;">選択制</p>
(参考)米・シャープ税制	米:遺産課税方式 シャープ税制:遺産取得課税方式	<p>生涯にわたる累積贈与額と遺産額(相続財産の額)に対して、遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>○ に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>生涯にわたる贈与 ※ 相続</p> <p>※ 死亡前に贈与があった年は、「その年までの累積贈与額に対する課税額」から「前年までの累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的

独仏の生前贈与税額と相続税額について（未定稿）

	 フランス（2017）		 ドイツ（2017）		 日本（2017）	
	税額（実額）	税収に 占める割合	税額（実額）	税収に 占める割合	税額（実額）	税収に 占める割合
相続税	105.6億ユーロ （1兆3,619億円）	（2.6%）	50.2億ユーロ （6,481億円）	（0.8%）	2兆141億円	（3.4%）
贈与税	22.7億ユーロ （2,932億円）	（0.6%）	12.8億ユーロ （1,647億円）	（0.2%）	2,004億円	（0.4%）

（出典）フランス当局、ドイツ当局資料

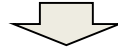
（備考）邦貨換算レート：1ユーロ=129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

參考資料



イギリスにおける私的年金等のイメージ (未定稿)

正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (フリーランス等)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就職配偶者)
------------------------	-------------------------	----------	-------------------	----------------------	------------------------------



投資・
貯蓄促進・
その他

個人貯蓄口座(ISA) (TEE型)
(預金型ISA、株式型ISA、イノベティブファイナンス ISA(貸付金等)、ライフタイムISA、ジュニアISA、ヘルプトゥバイISA(住宅購入用)の6種類)

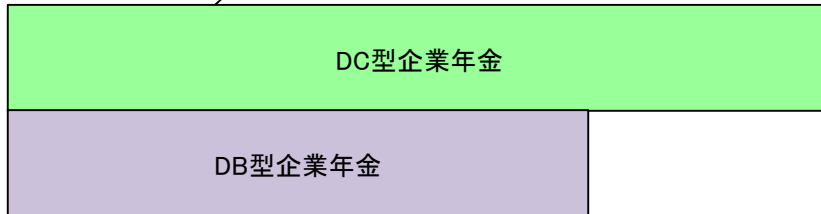
個人年金

個人年金(ステークホルダー年金等)=DC型

自動加入が義務付け

2018年以降、被用者の企業年金への自動加入が企業に義務付けられている。
また、独自に年金プランを設立することが難しい小規模企業などを念頭に「NEST」というスキームを政府が立ち上げ、企業はそこで年金管理ができるようになっている。また自営業者や低所得者は希望すれば「NEST」に拠出することが可能。

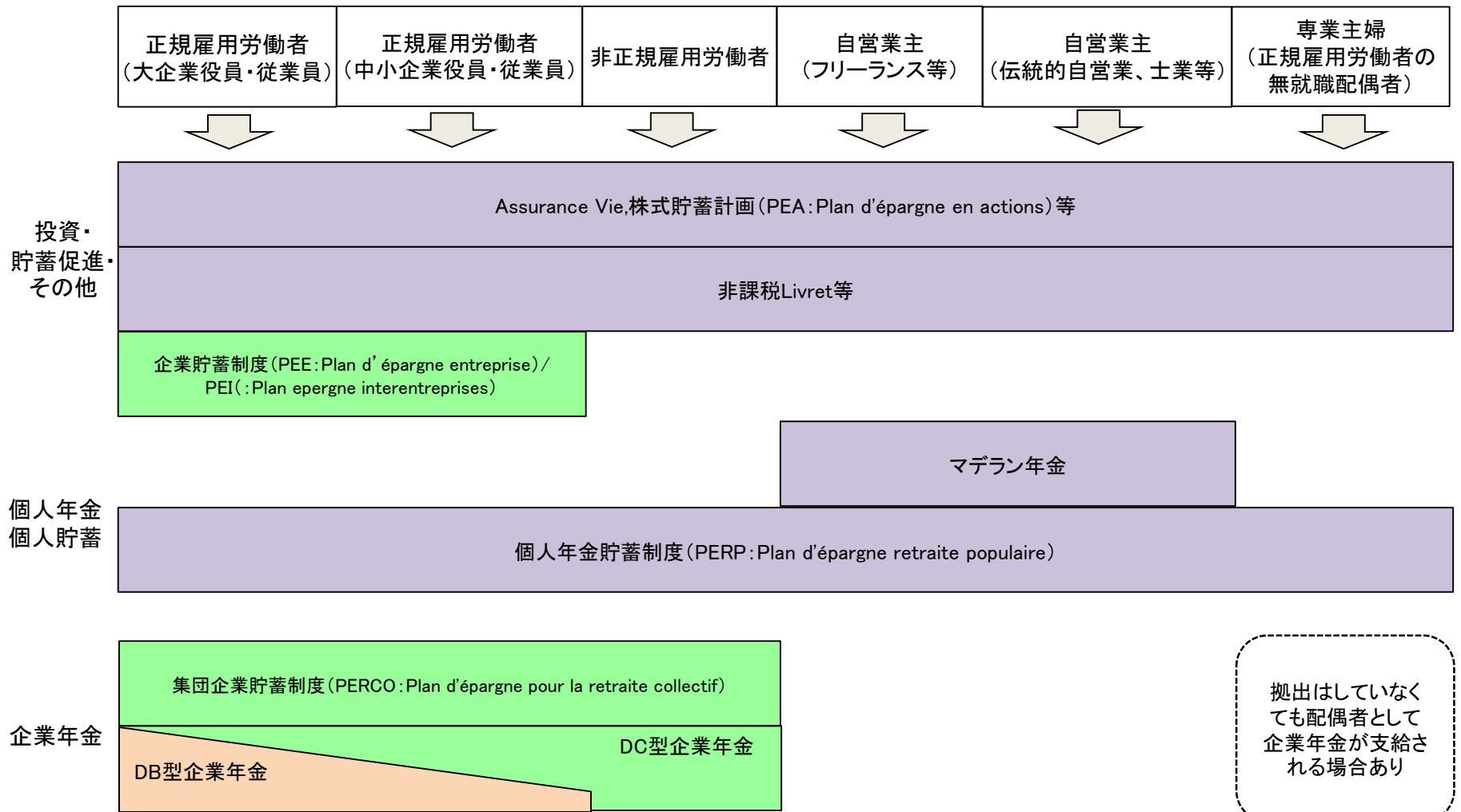
企業年金



(凡例) 税制上の措置が講じられている代表的な制度を列举し、当局へのヒアリング等に基づいて作成。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	------------	---------------	--------

フランスにおける私的年金等のイメージ (未定稿)

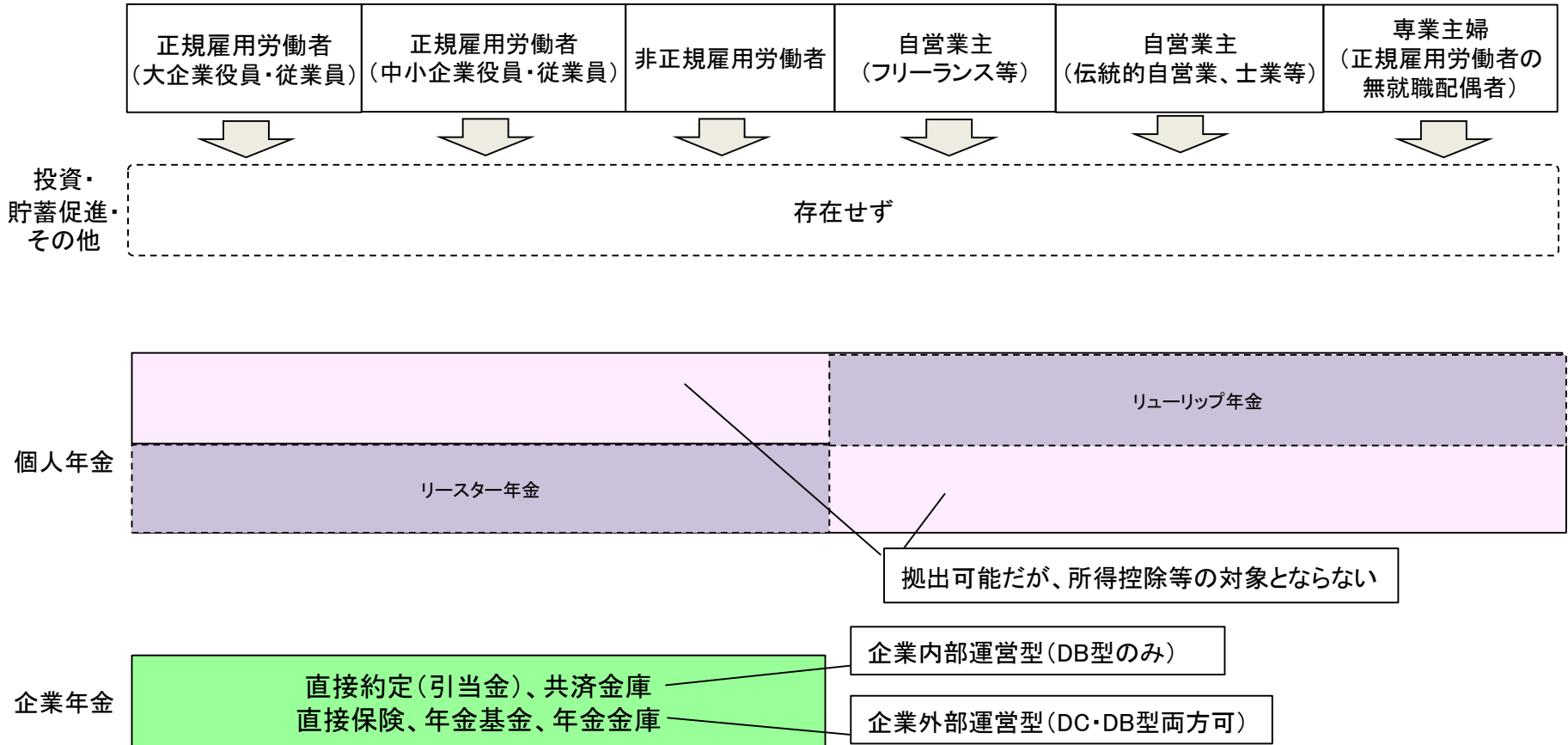


(凡例) 税制上の措置が講じられている代表的な制度を列举し、当局へのヒアリング等に基づいて作成。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	------------	---------------	--------



ドイツにおける私的年金等のイメージ (未定稿)



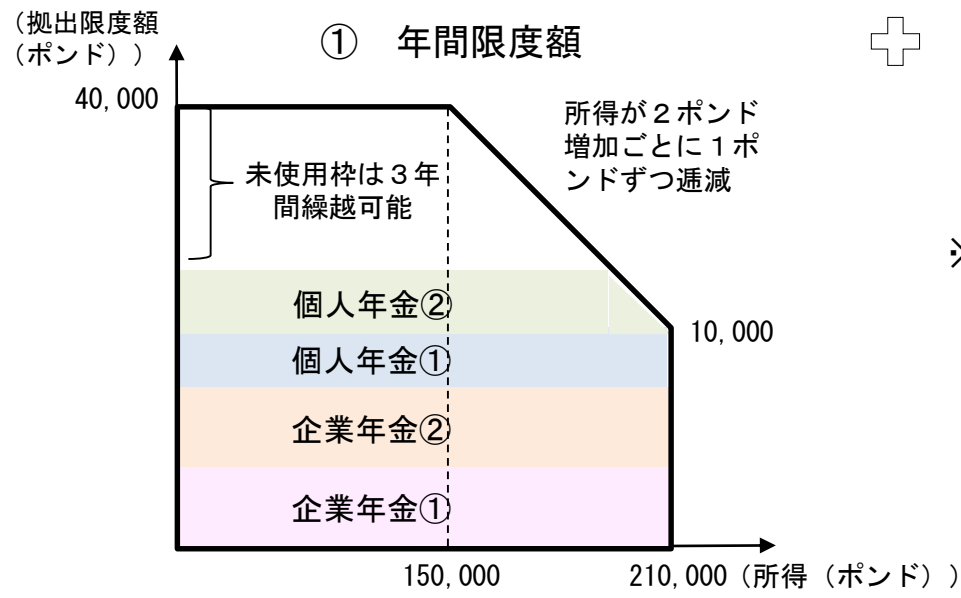
(凡例) 税制上の措置が講じられている代表的な制度を列举し、当局へのヒアリング等に基づいて作成。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	------------	---------------	--------



私的年金への非課税拠出限度額（イギリス）（未定稿）

拠出時の非課税限度額についての共通枠の仕組み

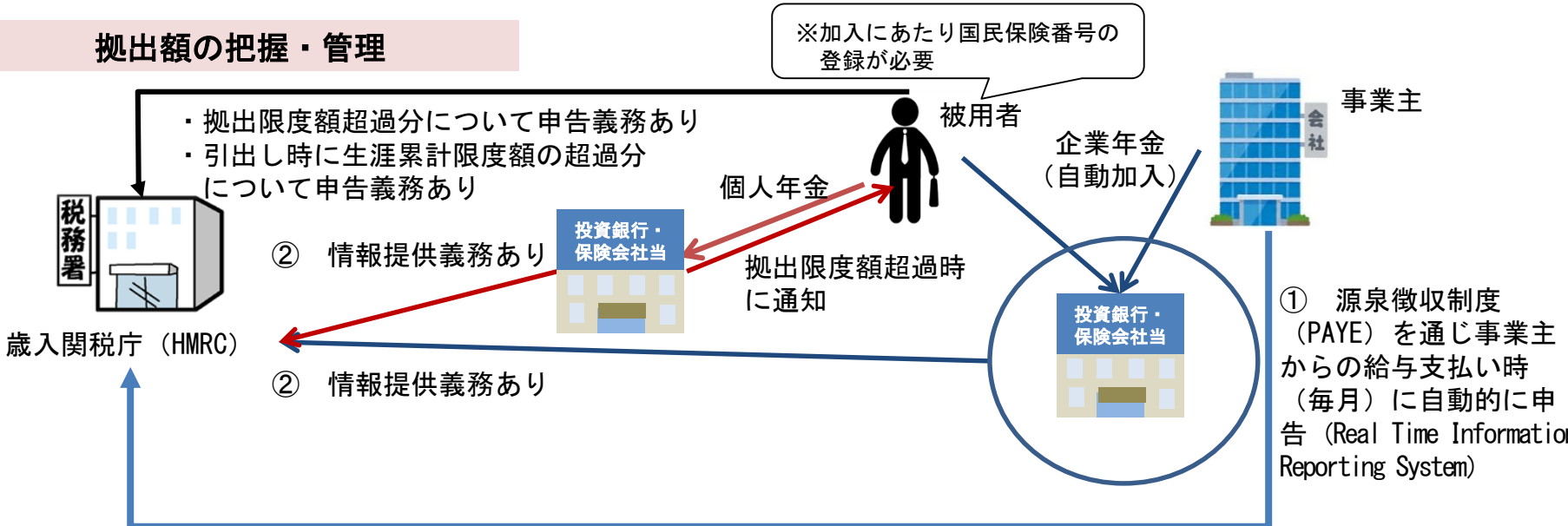


1,055,000ポンド（1億5,403万円）

※給付時に今まで拠出・運用していた年金等を合算し、給付され得る額について上記金額を超えない範囲でのみ非課税で拠出することが可能。

- ・ 事業主・被用者（個人）分の拠出含む
- ・ DB型企业年金はインフレ調整後のものを16の係数で乗じて現在価値化して換算（2010年政府アクチュアリー局の報告書提案に基づく数字）

拠出額の把握・管理



（備考）邦貨換算レート：1ポンド=146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

私的年金への非課税拠出限度額（フランス）（未定稿）

企業年金の非課税拠出限度額

① DC型企業年金（83条型）

今年の課税所得の8%

※ただし、**今年の社会保障限度額**（2019年は40,524ユーロ（523万円））の8倍の8%（2019年は25,935ユーロ（335万円））の上限あり

② 集団企業貯蓄制度（PERCO）

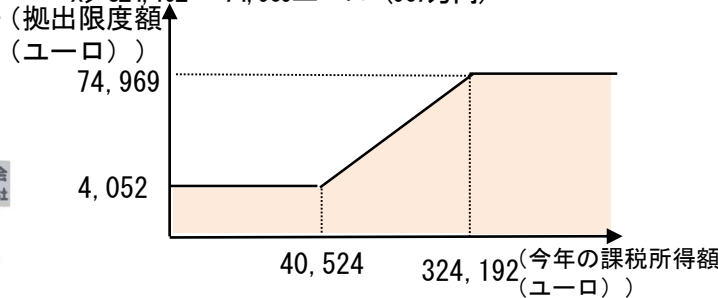
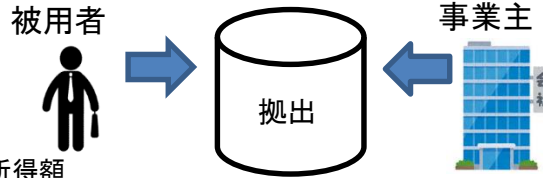
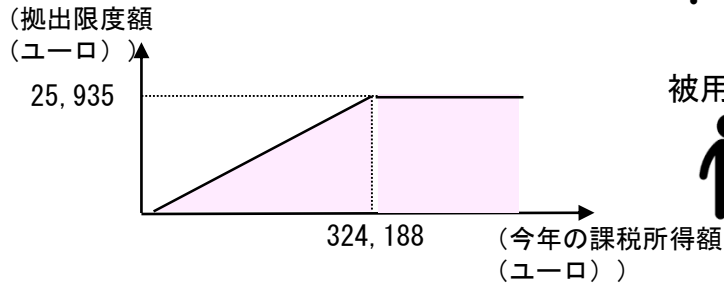
- 被用者は年収の25%まで拠出可。
- 事業主は被用者拠出額の3倍を超えない額まで拠出可（上限あり6,483.84ユーロ（84万円）まで）
- 被用者拠出金額に所得控除はない**
- 事業主拠出分については、損金算入可

自営業者の年金の非課税拠出限度額

③ マデラン年金

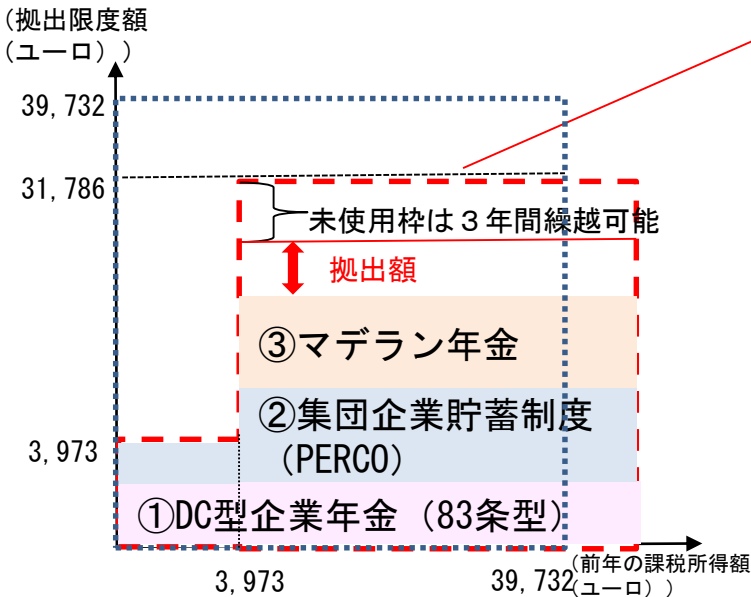
今年の課税所得（x）に応じて変化

- ✓ $X < 40,524$ （今年の社会保障限度額（2019年は40,524ユーロ（523万円）））→4,052ユーロ（52万円）
- ✓ $40,524 < x < 324,192$ （今年の社会保障限度額の8倍）→ $(X \times 10\%) - (X - 40,524 \text{ユーロ (523万円)}) \times 15\%$
- ✓ $x > 324,192$ →74,969ユーロ（967万円）



個人年金貯蓄制度（PERP）の非課税拠出限度額

PERPの非課税拠出限度額は、**前年の課税所得額の10%**となっている。ただし、実際に使える額は、PERPの非課税拠出限度額から他の年金の拠出額を控除後の額。



個人年金貯蓄制度（PERP）の非課税拠出限度額（点線赤字）から、**《被用者の場合》**

- ①DC型企業年金（83条型）において拠出した分、
- ②PERCOにおいて**事業主が拠出した分**

《自営業者の場合》

- ③マデラン年金に拠出した分

を控除した残額が所得控除使用可能額となる。

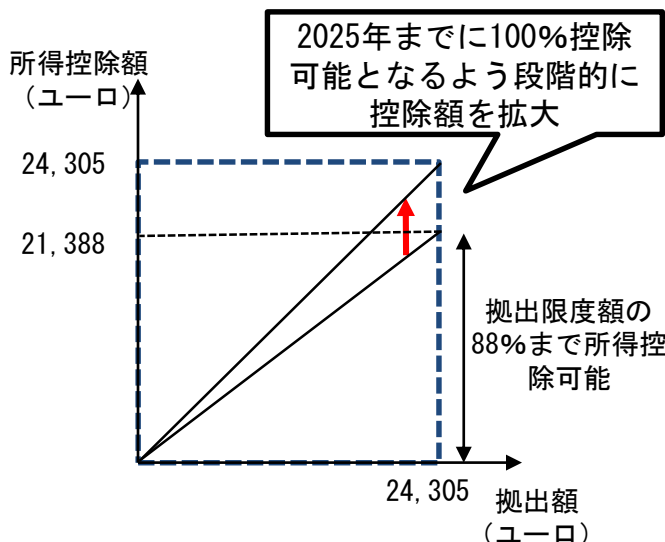
※**PERPの非課税拠出限度額（点線赤字）**は**前年の社会保障限度額（青字枠、2018年度は39,732ユーロ（513万円））**の8倍の10%。なお、前年の課税所得額が**社会保障限度額の10%**に満たない場合は、前年の**社会保障限度額の10%**までが拠出可能。

※フランスは申告賦課方式。各金融機関から契約者に対して確定申告の前に記入すべき数値に係るレターが郵送され、所得税申告書に記載。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ=129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



リューリップ年金の非課税拠出限度額



※ 拠出額、控除額の数字は2019年時点のもの

- リューリップ年金の被用者拠出にあたり、所得控除が認められる額は、**拠出額**（24,305ユーロ（314万円））の**88%**（21,388ユーロ（276万円））となっている。
- **拠出限度額は2013年以降毎年2%ずつ引き上げられており、2025年に100%が控除の対象となる予定。**一方給付額は毎年課税対象額が上昇しており、2040年までに100%課税。

リースター年金の非課税拠出限度額

- リースター年金は所得控除と補助金（①基礎補助金、②児童補助金、③加入一時金）との間で有利な方が適用される。
- リースター年金の所得控除の限度額は2,100ユーロ（27万円）。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ=129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



イギリスのISA（TEE型の非課税投資・貯蓄措置）について（未定稿）

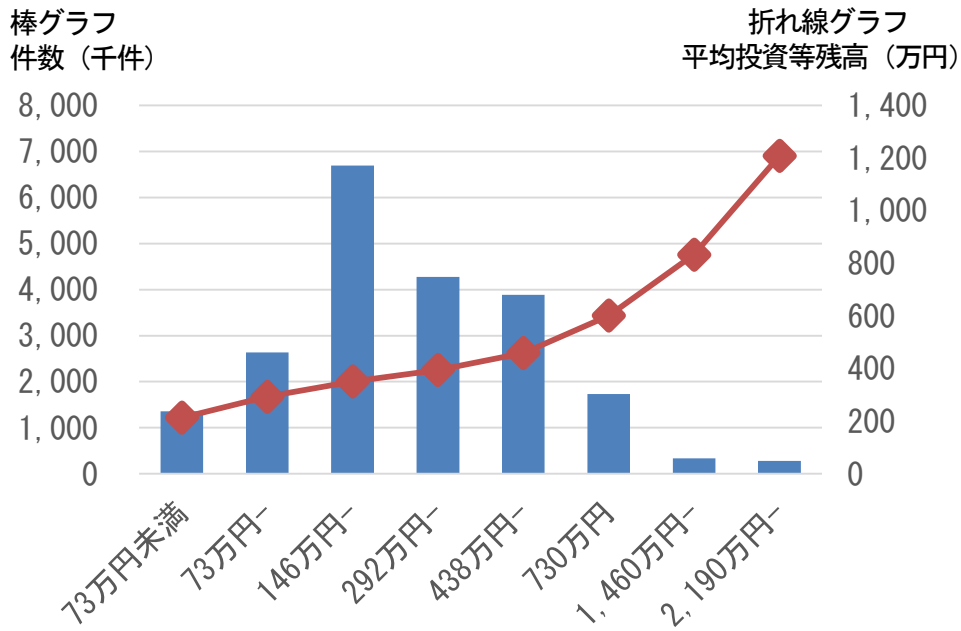
- 1999年に創設されたISAは、低中所得者を含めて口座開設者がおり、広く普及していると当局は評価。口座開設件数は所得階層別では10,000ポンド（146万円）以上20,000ポンド（292万円）未満の者が一番多く、他方で、ISAへの投資等額は所得が高いほど大きくなる。

※所得が15,000ポンド（219万円）以上の者のうち46%がISAに50,000ポンド（730万円）以上投資等している（2016年残高ベース）。
 所得が5,000ポンド（73万円）未満の者のうち8%がISAに50,000ポンド（730万円）以上投資等している（2016年残高ベース）。

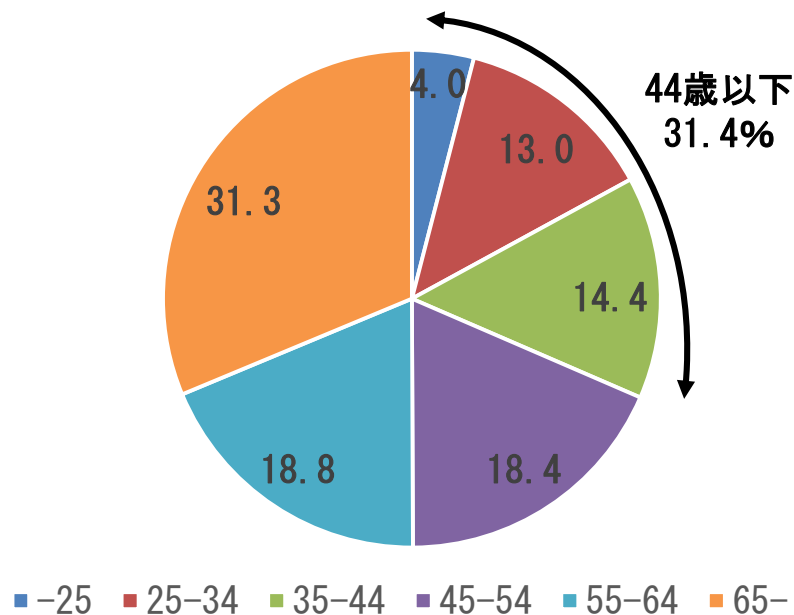
- 年齢別にみると、44歳以下が約3割、高齢者が約3割と幅広い世代に利用されている。

※25歳から34歳までの者の平均ISA投資等額は6,027ポンド（88万円）、65歳以上の者の平均ISA投資等額は47,090ポンド（688万円）となっている（2016年残高ベース）。

所得階層別ISAの口座開設件数（2016年）



年齢別ISAの口座開設者の割合（2016年）



(出典) 歳入関税庁 (HMRC) Individual Savings Accounts Statistics

(備考) 邦貨換算レート：1ポンド=146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



イギリスにおけるライフタイムISAの概要（未定稿）

- イギリスでは、私的年金の税制上の取扱いについて2015年頃に包括的な議論がなされた。
- その中で、①課税最低限以下の低所得者層は拠出時非課税にメリットがない、②源泉徴収制度の下で所得税が自動的に控除される仕組みの下では税制のメリットを実感しづらいといった点が指摘され、私的年金制度全般をEET型からTEE型へと変更していくことの可否について議論が行われたが、結局対応は見送られた。他方、TEE型の仕組みである既存のISAは投資促進を目的としており、特に老後を支えることを目的とするものではなく引出し制限等はなかった。
- こうした中で、老後を支えるための制度として、低所得者・若年層向けに、年間投資等限度額が低く、政府がマッチング拠出を行う引出し制限付きのライフタイムISAが創設された（2017年）。

	ライフタイムISA	その他ISA
設立	2017年	1999年～
口座開設者	18歳以上40歳以下の者	原則18歳以上（一部16歳以上のもの、Junior ISAなど18歳未満が対象のものあり）
年間投資等限度額	4,000ポンド（58万円） （但しライフタイムISAに投資等した分はその他のISA口座の年間投資等限度額20,000ポンド（292万円）の内数）	全口座合計で20,000ポンド（292万円） ※ジュニアISAについては、別途限度額（4,368ポンド（64万円））あり。
マッチング拠出の有無	政府は個人の投資等額の25%相当のマッチング拠出を行う（最大年間1,000ポンド（15万円））	なし ※ヘルプトゥバイISAは、一定の住宅を購入する場合、投資等額の25%相当の給付あり。
引出し時期	60歳から引出しが可能（60歳未満は原則不可） ※60歳未満での引出しが認められているのは、450,000ポンド（6,570万円）以下の住宅を購入した場合及び重大な病気の場合のみ（それ以外の場合は25%の課税がなされる）	いつでも可 ※ヘルプトゥバイISAは、一定の住宅を購入する場合に限定。



フランスにおけるAssurance Vieの概要(未定稿)

- Assurance Vieは、直訳すると生命保険となるが、貯蓄商品の一種。4年以上貯蓄していれば、引出し時に税制面の優遇があるほか、元本保証のユーロ・ファンドに投資することなどで通常の預貯金よりも高い利率で安定した収益を狙えるため、フランス人の中では人気の商品。
- 個人年金としても利用ができるが、年金と違い一時金として引き出すことも自由なため、引退後まとまった貯蓄を利用して海外旅行等に行くことを好むフランス人は、年金ではなくAssurance Vieを通じた貯蓄が好まれてきた。
- 長期的な保有による経済活性化効果を期待して「企業の成長・変革のための行動計画に関する法」(PACTE法)の具体化の際にAssurance Vieから私的年金へ資産を移行させることを目指している。

Assurance Vie

口座開設者	フランス国内居住者
投資対象	自由に組み替え可。種類多数。 ※元本保証のユーロ・ファンドに100%投資する人が約8割
税制優遇措置	引き出した額のうち、運用利益のみに税金が課せられる。 総合課税にして所得税に適用される税率で計算するか、分離課税でAssurance Vie独特の税率(※)を適用するかどちらかを選択可能。 -4年以上8年未満保有の場合、本来の分離課税率30%ではなく、15% -8年以上保有の場合、7.5% さらに、開設してから8年以上経過して引き出す場合、課税対象額から毎年、独身は4,600ユーロ(59万円)、夫婦又はPACISは9,200ユーロ(119万円)の特別控除あり。 (元本保証のユーロ・ファンドに対しては利息から一般社会税(CSG)が毎年源泉徴収される。)
年金に転換した場合の税制措置	終身年金に転換した場合、受け取る年金に所得税が課せられるが、受け取った年金額全てが課税対象になるのではなく、終身年金に転換した時点での年金受取人の年齢により課税対象額が異なる。

公的年金の概要（未定稿）



イギリスにおける公的年金の概要

- イギリスの公的年金は、従来、定額拠出・定額給付の1層目（基礎国家年金）と、報酬比例給付を行う2層目（国家付加年金）の2階建てであったが、2014年年金法の改正により、報酬比例拠出・定額給付の「新国家年金」という1階建て構造になっている（2016年4月以降に受給開始年齢に達する者から適用）。
- 新国家年金は、受給資格として10年以上の拠出が必要。一定の所得があるもの（被用者：週118ポンド（約2万円）以上、自営業者：年6,365ポンド（約93万円）以上）等が対象であり、被用者の場合は労使共に負担（保険料率は被用者：12.0%（一定額以上の分については2%）、事業主：13.8%）で、自営業者の場合は全額自己負担（額は所得によって変わる）。支給開始年齢は66歳（最低加入期間は10年）。※イギリスの保険制度はNational Insurance（国民保険）と呼ばれ、保険料については、年金以外に失業給付等他の保険料も兼ねている。
- 給付は、総合課税の対象となる（年金収入に対する控除なし）。



フランスにおける公的年金の概要

- フランスの公的年金制度は2階建てであり、国が運営する基礎年金と労使が運営する補足年金からなる。
- 上記両制度は、いずれも強制加入であり、（収入の多寡にかかわらず）被用者及び自営業者が対象となる報酬比例年金。基礎年金のうち、商工業被用者を対象とするいわゆる一般制度の保険料率は、被用者が7.30%、事業主が10.45%となっている。支給開始年齢は、原則として62歳である（最低加入期間はない）。補足年金の保険料率は、職種や給与総額に応じて異なる。
- 私的年金給付額と合算し、合計給付額の10%の概算控除後、総合課税。



ドイツにおける公的年金の概要

- ドイツの公的年金制度（公的年金保険）は、1階建てとなっている。
- （収入の多寡にかかわらず）被用者と一部の自営業者が対象の報酬比例年金。
- 保険料率は、被用者の場合は労使折半で、合計18.6%（ただし被用者の収入が一定額以下の場合は事業主負担が半分より増える）。支給開始年齢は、65歳7ヶ月である（最低加入期間は5年）。
- 給付額は、2019年現在78%が課税されており、2040年までに段階的に100%課税される。全ての課税対象給付額を合算したのちに、102ユーロ（1万円）の控除あり。



イギリスの所得税の構造(イメージ)

(2019年1月現在)

個人単位課税

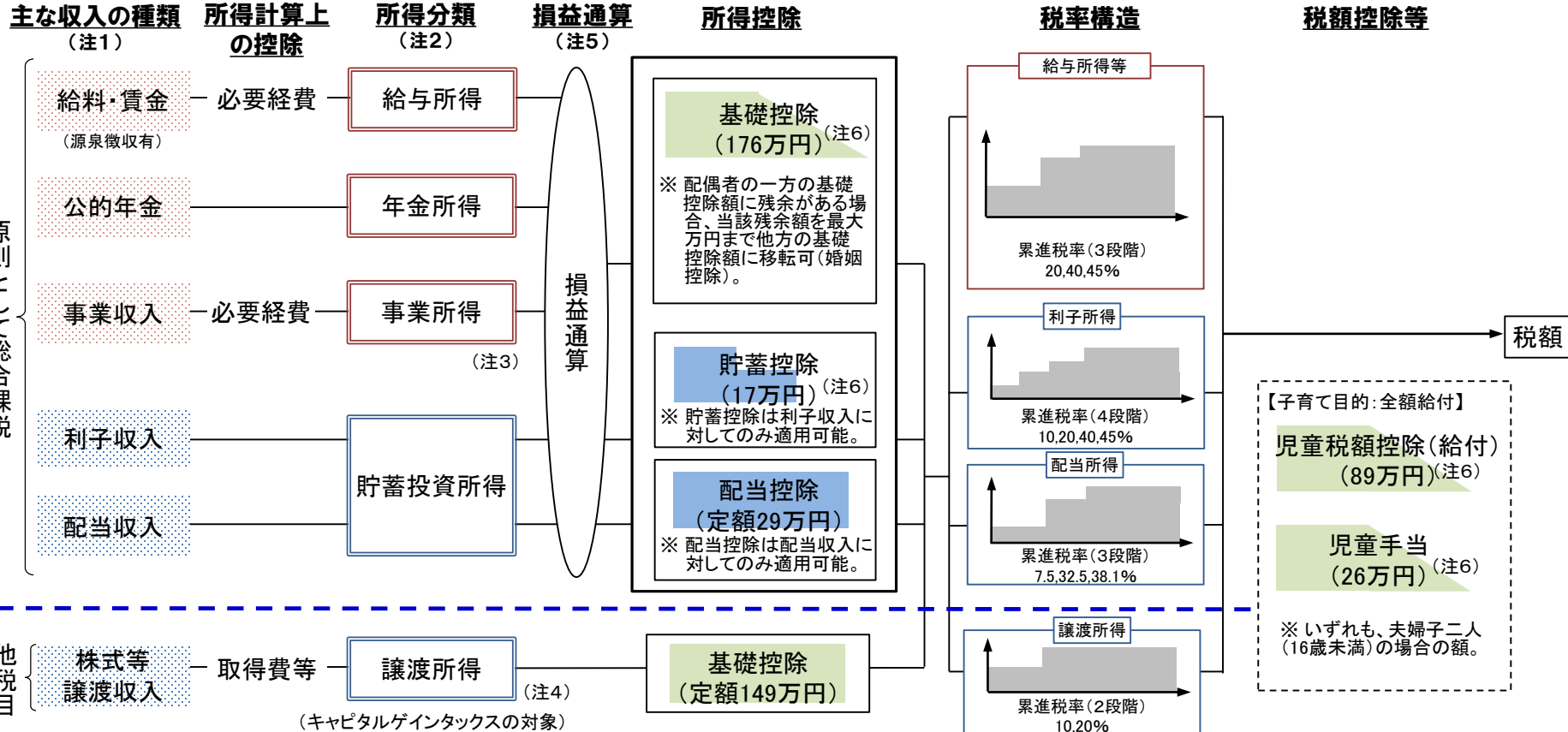
○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 形式的な所得分類は存在するが、収入類型に応じた特別な控除は存在しない。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、所得控除(消失型)によって調整。

○ 利子所得、配当所得及び譲渡所得については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注5)。

○ 子育てで全額給付の形式をとる「児童税額控除」が存在(給付措置に統合予定)。



原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

他税目

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ポンド=146円(裁定外国為替相場:平成31年(2019年)1月中適用)。
 (備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。
 (注2) 上記所得分類以外には、不動産収入については不動産所得、他の所得分類に当てはまらないものについては雑所得が存在。
 (注3) 事業所得に損失が生じた場合、その損失を当期の他の所得及び前期の所得と通算し、なお損失が残る場合は、当期の譲渡所得と通算することができる(限度額あり)。
 (注4) 当期の全ての譲渡益と譲渡損及び前期から繰り越された譲渡損を通算し、なお譲渡損(純譲渡損)が残る場合は、翌期以降の譲渡益と無期限に通算することができる。
 (注5) 不動産所得及び雑所得に損失が生じた場合、その損失を他の所得と損益通算することは基本的に認められない。
 (注6) 基礎控除、児童税額控除及び児童手当については、所得金額の増加に伴い、遞減・消失する。また、貯蓄控除については、所得金額の増加に伴い、減額・消失する。
 (注7) 利子・配当・譲渡以外の所得(給与所得等)、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得に対応する累進税率ブラケットを適用する。

フランスの所得税の構造(イメージ)

(2019年1月現在)

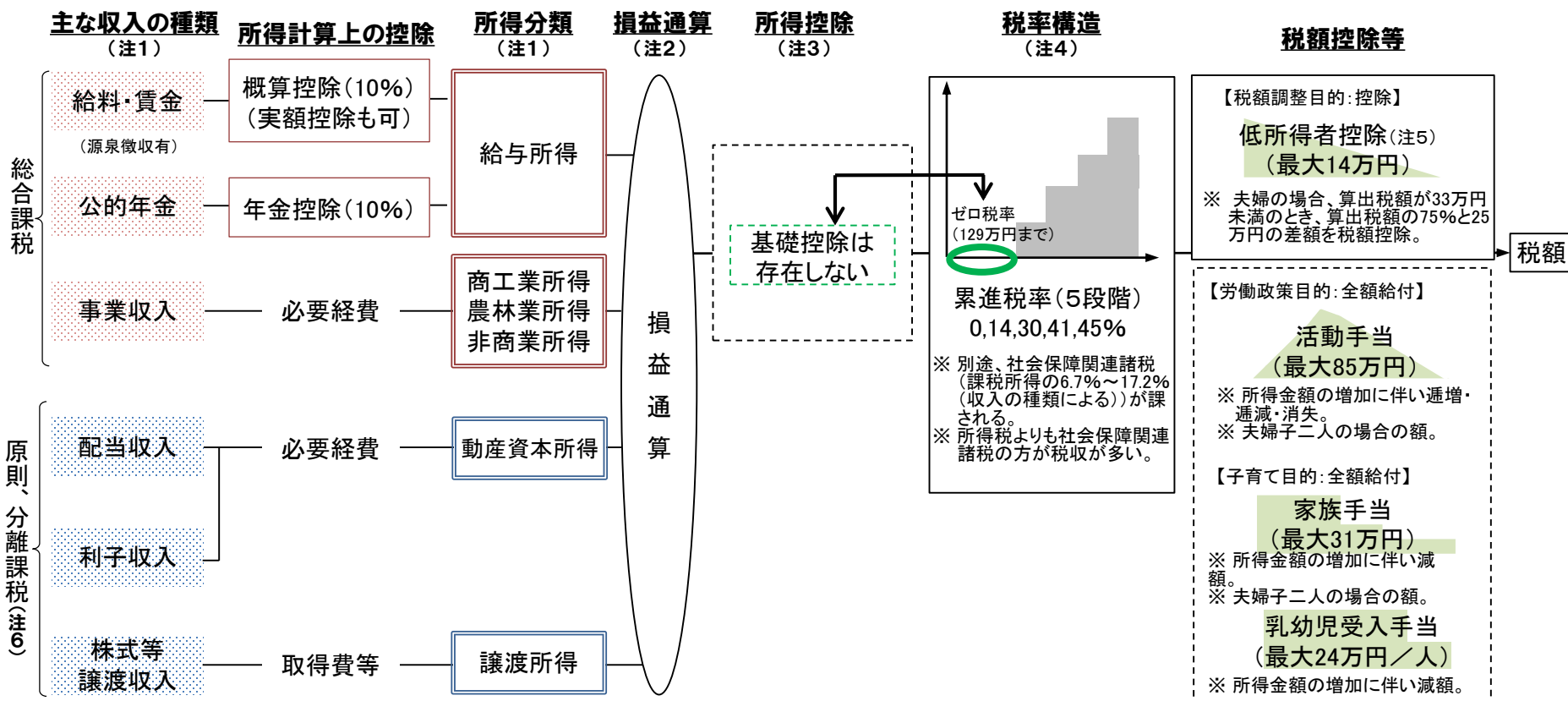
世帯単位課税 (N分N乗方式)

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても総合課税を選択する場合は累進税率を適用。

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=129円(裁定外国為替相場:平成31年(2019年)1月中適用)。
 (備考2) 生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。
 (注2) 農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。
 (注3) 基礎控除はないが、課税所得9,964ユーロ(129万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税(N分N乗方式)を採っており、家族除数(N)の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女(原則として21歳未満)を有する場合には、子女一人につき0.5(3人目以降は1)が家族除数(N)に加算される。
 (注4) 別途、高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))が課される。
 (注5) 2017年1月から、低所得者控除が適用される世帯を含む、所得が一定額未満の世帯に対して、新たな税額控除(付加的税額控除)制度が施行されている。①既存の低所得者控除が適用されている世帯については同控除適用後の税額から、②低所得者控除が適用されない世帯についても累進税率適用後の税額から、最大20%を控除可能。
 (注6) 原則、金融所得のみに12.8%の分離課税を行う。ただし、従来方式である総合課税を選択適用できる。



ドイツの所得税の構造(イメージ)

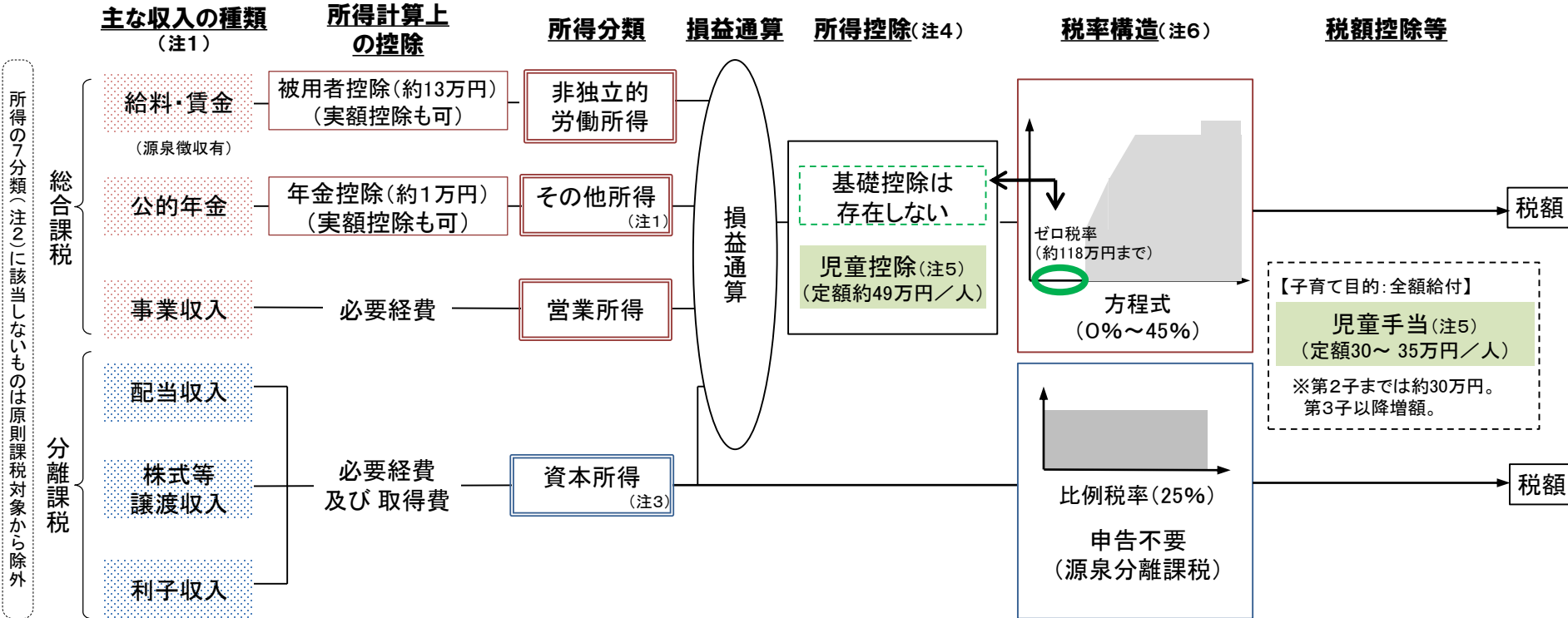
(2019年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 分離課税の対象となる金融所得は比例税率。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=129円(裁定外国為替相場:平成31年(2019年)1月中適用)。
(備考2) 生活保護、児童手当及び失業手当は、いずれも非課税。
(注1) 上記収入のほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。当該譲渡所得はその他所得に分類される。
(注2) ドイツにおける所得の7分類(上記の所得分類に加え、農林業所得、独立的労働所得、賃貸所得)いずれにも当てはまらないものについては原則非課税。
(注3) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、25%の源泉徴収税のみが課税される。
(注4) 基礎控除はないが、課税所得9,168ユーロ(118万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除はないが、ドイツは課税単位について個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制を採っている。
(注5) 児童控除(所得控除)と児童手当(全額給付)とを比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用(低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)。児童控除は、夫婦共同申告の場合、控除額が2倍になる。
(注6) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。